

平成 20 年 6 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン
代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌
(コード番号 7898 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役総務人事部長 澤井 誠
(TEL 0829-32-3333)

新株予約権に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 56 回定時株主総会において「第三回事前警告型買収防衛策の導入および第三回事前警告型買収防衛策の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件」をご承認いただいたことを受け、本日開催の取締役会において、下記の通り金融商品取引法第 23 条の 3 に規定する新株予約権の発行登録を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本発行登録は、第三回事前警告型買収防衛策に基づく対抗措置である新株予約権の無償割当てが機動的に行われることを可能にするために行うものであって、新株予約権の無償割当てを実施するものではありません。

なお、第三回事前警告型買収防衛策の内容につきましては、平成 20 年 5 月 27 日付の「第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券 |
| 2. 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から 2 年を経過する日まで
(平成 20 年 7 月 8 日から平成 22 年 7 月 7 日まで) |
| 3. 募集方法 | 株主割当 |
| 4. 発行予定額 | 110,000,000 円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額(無償)に新株予約権行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。) |
| 5. 資金使途 | 新株予約権は株主の皆様は無償で割り当てられるものであるため、新株予約権の無償割当て自体による手取金は発生しません。また、無償割当てされた新株予約権を行使するか否かは新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であり、その場合の資金使途も未定であります。なお、当社が、株主の皆様は無償割当てされた新株予約権を無償又は株式を対価として取得した場合には、手取金は発生しません。 |

以上